**宇検村起業家支援プロジェクト**

**補助金交付要綱**

**第１条（趣旨）**

宇検村起業家支援プロジェクト（以下本プロジェクトという）は、自治体と民間事業者が相互に協力し、公民連携を通じて地域や社会の課題を解決する取り組みです。地域・社会課題の解決を実現するために起業、事業を拡大する市内外の民間事業者を、クラウドファンディング型ふるさと納税の仕組みを利用して支援することで、住民が安心して暮らしていけるまちづくりを実現します。

**第２条（定義）**

本要綱において「クラウドファンディング」とは、宇検村がインターネット等で広く賛同者から対象となる認定事業者を支援するための資金を集める仕組みをいう。

**第３条（対象事業）**

本プロジェクトの補助金交付対象となる事業は、宇検村内の福祉や教育、貧困、差別偏見、環境保護、動物福祉、地域活性などに関わる、以下の各号を満たす、地域・社会課題解決を目的とする事業とする。

(1) 現在解決が求められる社会的課題に取り組むことを事業活動の目的とする事業。

(2) 前号の目的をビジネスの形に表し、継続的に活動を進めていく事業。

(3) 新しい社会的商品・サービスや、それを提供するための仕組みを開発・活用し、また、その活動が社会に広がることを通して、新しい社会的価値を創出する事業。

(4) 宇検村第六次総合振興計画に基づく事業。

**第４条（対象者）**

補助金の交付対象者は、前条の事業を実施する者であり、次の各号のすべてに該当するものとする。

(1) 宇検村内で地域・社会課題解決を目的とする事業を新たに実施する事業者で、計画した事業の完了まで責任をもって事業を遂行できる者

(2) 寄附金が目標額に達しなくても事業を実施する者

(3) 申請時点で、a.法人事業者として実質的に事業を実施している※1、b.法人事業者として事業開始に向けて事業計画を有する事業者であること、c. 個人事業者として実質的に事業を実施している者、d.宇検村に地域おこし協力隊として赴任している者

　a. 実質的に事業を実施している事業者（既存法人）

　a-1. 登記事項証明書で、国内に本店または事業実施場所を有していることを確認できること

　a-2. 国内で発行された納税証明書を提出できること

　a-3. 受付印のある直近3期分の法人税申告書の写し等を提出できること

　　　※創業3期未満の場合は、直近2期または1期分の写しでも可

　a-4. 国内で実質的に1年以上事業を実施している※2者で、当該事業の成果を活用し、

　　　引き続き事業を営む予定であること

　b. 事業開始に向け事業計画を有する事業者（新規法人）

　b-1. 登記事項証明書で、国内に本店または事業実施場所を有していることを確認できること

　b-2. 事業開始に向けて、事業を実施する知見や経歴、事業計画があることを確認できること

　c. 個人事業者

　c-1. 受付印のある個人事業の開業・廃業等届出書の写しにより、国内で事業実施場所を

　　　有していることが確認できること

　c-2. 国内で発行された納税証明書を提出できること

　c-3. 受付印のある直近3期分の確定申告書（収支内訳書または青色申告決算書

　　　（貸借対照表を含む））の写し等を提出できること

　　　※創業3期未満については直近2期または1期分の写しでも可

　c-4. 国内で実質的に1年以上事業を実施している※2者で、当該事業の成果を活用し、

　　　引き続き事業を営む予定であること

d. 地域おこし協力隊員

　d-1. 地域おこし協力隊員として宇検村に赴任している者

　d-2. 事業開始に向けて、事業を実施する知見や経歴、事業計画があることを確認できること

(4) 次のすべてに該当する者

　a. 事業税、住民税等を滞納していないこと

　b. 過去に国・都道府県・区市町村等からの助成を受け、不正等の事故を起こしていないこと

　c. 民事再生法または会社更生法による申し立て、自己破産の申立等、交付事業の継続について不確実な状況が存在しないこと

　d. 交付事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること

　e. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定められた暴力団、または暴力団と密接な関係にないこと

　f. その他、宇検村が交付先として適さないと判断するものでないこと

**第５条（事業認定申請）**

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という）は、次に掲げる書類を宇検村が指定する日時までに、提出しなければならない。

(1) 事業認定申請書（様式第１号）

(2) 法人：定款および履歴事項全部証明書の写し（申請日前3ヶ月以内のもの）

　 個人事業者：代表者の住民票の写し

　　　　　　　 個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印のあるもの）

(3) 直近3期分の財務諸表

(4) 納税証明書

(5) 誓約書（様式第２号）

(6) 事業概要書以外の会社概要、事業概要および事業計画、代表者の経歴がわかる書類

(7) その他宇検村長が必要と認める書類

**第６条（事業の認定）**

1. 宇検村長は、前条の申請があったときは、審査委員会を開催し、当該審査会の審査結果に基づき、補助金の交付対象となる認定事業（以下「認定事業」という）の認定を実施するものとする。この場合、宇検村長は当該認定に必要な条件を付すことができる。

2. 宇検村長は、前項により認定事業の認定（以下「認定」という）または不認定を行ったときは、速やかにその旨（認定に条件を付したときは、その認定内容および条件）を所定の方法で申請者に通知するものとする。

3. 審査会の組織および運営については、宇検村長が別に定める。

**第７条（事業内容の変更）**

1. 認定を受けた申請者（以下「認定事業者」という）は、認定事業の内容を変更（軽微な変更を除く）することはできない。ただし、やむなく変更が必要な場合は、所定の方法で事前に相談し、承認を受けなければならない。

2. 認定事業者が、事前の相談なく認定事業の内容を変更した場合、宇検村は、認定を取り消すとともに、認定事業者は、交付を受けた補助金を全額返還をしなければならない。

**第８条（資金の募集）**

1. 認定事業者は、事業認定後速やかに宇検村が管理するふるさと納税ポータルサイトを利用するものとする。

2. 認定事業者は、前項で指定するふるさと納税ポータルサイト上に、寄付募集窓口となるプロジェクトページを設置し、宇検村が定めた期間、寄附金を自ら募集するものとする。寄付募集窓口の設置に必要な写真、情報は、認定事業者が準備するものとする。

3. 寄附金の収受は、宇検村が実施するものとする。

**第９条（資金の交付申請）**

1. 宇検村長は、前条の寄付募集窓口で寄附を受けた総額から返礼品および宇検村の経費を差し引いた金額を上限として、補助金として交付する。

2. 寄付募集の終了後、寄附を受け付けた総額から返礼品および宇検村の経費を差し引いた金額を上限とし、認定事業者に交付する補助金の交付予定額とする。

3. 認定事業者が補助金の交付を申請するときは、ふるさと納税ポータルサイト上での寄付募集の終了後、所定の期日までに所定の方法で交付金交付申請書の提出するものとする。

4. 補助金は、認定事業の事業終了後に交付する。ただし、認定事業者は、所定の方法で概算払いを受けることができる。

**第１０条（事業の実績報告）**

認定事業者は、認定事業の終了後、所定の期日までに、以下各号を含む実績報告書を提出しなければならない。

(1) 補助事業実績報告書（様式第３号）

(2) 収支決算報告書（様式第４号）

(3) 領収書または請求書等支払が確認できる書類の写し

(4) 地域・社会課題の解決状況、ならびに事業状況の分かる資料

(5) 記録写真、パンフレット、チラシ等活動実績を表す資料

(6) 取得財産管理台帳（様式第５号）

**第１１条（資金の交付および精算）**

1. 実績報告提出後、宇検村は速やかに以下各号の精算を実施しなければならない。

(1) 経費の精算

　a. 提出された書類を精査し、交付対象経費が適切に支出されているかを確認する

　b. 不要額（予算には計上したが支出しなかった金額）や審査の結果、交付対象経費が減額された場合は、交付決定額を精算する

(2) 収益の精算

　a. 当該年度に事業による収益がある場合、その一部を交付金に充当する

　b. 認定事業による収入から、事業に係る対象外経費および自己負担額を差し引いた額を認定事業による収入とする

　c. 収益のうち、所定の比率を交付対象経費に充当し、精算を実施する

　d. 収益がない、もしくはマイナスの場合は、収益の精算は実施しない

2. 前項各号の結果に基づき、交付金の額の確定し、交付金の残額を交付するものとする。

3. 支払済みの概算払い額が、前項の確定額を超過する場合は、認定事業者は精算額により払い戻しを実施しなければならない。

4. 精算の結果、寄付募集額が交付額を超える場合、当該超過額は宇検村長がその用途を定めるものとする。

**第１２条（認定事業者の義務）**

1. 認定事業者はやむを得ない事情があり、認定事業の期間中の大幅な内容変更、または認定事業の全部もしくは一部を廃止する場合、寄附者、宇検村長、宇検村職員、その他関係者すべてに対し、変更ならびに廃止の経緯および理由を、実施済み事業の実績報告と共に、説明しなければならない。

2. 認定事業者は、寄附者との間に紛争が生じた場合は、自らの責任で解決するものとする。

**第１３条（認定の取り消し）**

1. 宇検村長は、補助金の交付を受けた認定事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、認定の取り消し、ならびに補助金の交付の決定の取り消すことができる。

(1) 事業認定後、1年以内に事業が開始できないとき

(2) 認定事業の期間中に内容変更、または認定事業の全部もしくは一部を廃止するとき

(3) 条例、規則およびこの要綱の規定に違反したとき

(4) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき

(5) 認定事業を中止し、または廃止したとき

(6) その他、宇検村長が不適当であると認めたとき

**第１４条（交付金の返還）**

宇検村長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、交付金ならびに概算払い金が交付されているときは、認定事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずる。

(1) 前条の規定により、宇検村長が認定事業者の認定を取り消したとき

(2) 認定事業者が第１０条の規定による実績報告を実施しないとき

(3) 認定事業者が第１２条の規定に違反したとき

**第１５条（秘密の保持等）**

1. 認定事業者および認定事業者の従事者（従事していた者を含む）は、事業の業務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らし、または不当な目的に使用してはならない。

2. 認定事業者は、宇検村が定める条例、方針等を含む、個人情報の保護に関する関係法令等を遵守し、個人情報を適切に管理、取り扱わなければならない。

**第１６条（補足）**

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は宇検村長が別に定めるものとする。

附　則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。